

功労賞顕彰細則

(目的)

第1条 この細則は、功労賞（以下「功労賞」という）に関し必要な事項を定め、適正な選定及び選考を施行することを目的とする。

(選定の対象者)

第2条 功労賞は、原則として60歳以下の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の校長・副校長・教頭・教諭等で日本数学教育学会の個人正会員とする。

(選定の基準)

第3条 功労賞は、本学会の各部幹事・各委員会委員等を永く務め、学会運営に貢献した者、あるいは、前年の日本数学教育学会主催の全国算数・数学教育研究大会実行委員会において大会運営に貢献した者とし、幼稚園または小学校、中学校、高等学校（特別支援学校等を含む）の各校種1名以内で、総数3名以下を原則とする。

(選定委員会)

第4条 功労賞選定委員会の構成は、別に定める学会各賞選考委員および選定委員規定による。

(選定方法)

第5条 功労賞選定委員会は、理事会の構成員に対して候補者の推薦を依頼する。

2 功労賞選定委員会は、推薦された候補者について審査し、表彰候補者名簿を作成する。

(選考方法)

第6条 功労賞選定委員会は、学会各賞選考委員会に候補者名簿を提出し、学会各賞選考委員会は候補者を選考し、理事会において「受賞候補者」の承認を得る。

2 学会賞選考委員会は、理事会で受賞者が承認されたことを社員総会に報告する。

(表彰行事)

第7条 全国算数・数学教育研究大会開会式において受賞者を紹介し、理事長より賞状と副賞を授与する。

2 表彰年度の大会特集号ならびに学会誌等に表彰者氏名を掲載する。

(細則の変更)

第8条 この細則を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

付 則

平成26年4月1日制定

平成26年4月14日理事会で承認

平成26年4月15日より施行